中山間地域等直接支払制度の概要

この制度は、「農業者自らが自分たちの集落の耕作放棄を防ぎ、農業生産活動と農業の多面的機能を維持していく」という取り組みをする時に、国・道・町がお金を出そう、という制度です。したがって、農業者（農協等をふくむ）が自ら意見を出し合い、取り組むという事が重要です。
制度も第３期を迎え、さらに前向きな取り組みが求められています。

集落範囲を決定する。
集落協定を結ぶ範囲を決めます。（２戸以上、標茶町全域まで）

集落の担当者を決定する。
参加者（農協を含む）の中から、集落の役員を決めます。

集落で集落協定を締結する。

①協定参加者を確定する。

協定参加者とは
集落内の土地を耕作している農業者、農協、利用組合等で、参加を希望する人です。

②対象農用地を指定する。

対象農用地とは
草地や勾配が８度以上の畑などで、平成２６年度まで協定参加者が耕作をすることが約束できる農用地です。
また、限界的農地も林地化することで対象になります。

③集落マスタープランを作る。

集落マスタープランとは
集落が目指す将来像を明確化したものを記述します。
10～15 年後の達成を目途としてこれを実現するために、共同取組活動を行います。

④集落で行う共同取組活動を決める。

集落の共同取組活動とは
集落が行う５年間の具体的な活動と工程を記述します。
活動内容により、交付金に段階的単価が設けられています。

交付金の受け取り
集落協定を締結すると、平成２６年度まで毎年、町から集落に交付金が交付されます。
交付金額は、次の式で算出されます。

｛（　交付金基礎単価　×　交付金単価算出割合）×　対象農用地面積　｝　＋　（　規模拡大加算単価　×　規模拡大面積　）　＝交付金額

交付金基礎単価とは
交付金額を算出する基礎となる単価は、次のとおりです。
・　交付金基礎単価（１ha 当たり）

地目＼勾配	急傾斜(15 度以上)	緩傾斜(8～15 度)	それ以外(８度以下)
畑	115,000 円	35,000 円	―
草　　地	105,000 円	30,000 円	15,000 円
採草放牧地	10,000 円	3,000 円	―

規模拡大加算単価とは
新規就農者や認定農業者が規模拡大し、その農地を５年間以上耕作する場合、次の単価が加算されます。
・　規模拡大加算単価（１ha 当たり）

地　　目	交付単価
畑	15,000 円
草　　地	5,000 円

交付金単価算出割合とは
集落マスタープランに基づいて行う共同取組活動の内容により、交付金基礎単価に対し乗じて算出される交付金の割合が８割か 10 割になります。
・　交付金単価算出要件

活動区分	８割交付要件	10 割交付要件（◎は必須、①１つか②２つ以上の実施が必要）	
耕作放棄防止活動	農用地の耕作、適正な維持管理を５年間以上継続	◎	農地法面、水路、農道等の要補修マップの作成・実施
		どれか１つ	鳥獣害被害マップの作成、防止対策の実施
			既耕作放棄地マップの作成、復旧または林地化
多面的機能増進活動	集落の実態にあった活動を１つ以上実施	②	市民農園、観光農園、体験農園を協定面積の５％以上で実施
		どれか１つ	自然観察会、体験農園、ビオトープ確保等を学校教育と契約・連携して実施
			協定参加者の 10％以上の非農家や、他集落等と連携して多面的機能防止活動を実施
生産性・収益向上	集落マスタープランを実現するための活動を何か１つ以上実施	①農業機械・施設の共同利用面積の、協定面積の 30％以上（※）の増加	
		②	農業機械・施設の共同利用面積の、協定面積の 10％以上の増加
		どれか１つ	新規作物の導入、有機農業等の高付加価値型農業の実施面積の、１ha 以上の増加
			地場産農産物等の処理・加工と、その販売
担い手育成	集落マスタープランを実現するための活動を何か１つ以上実施	①集積対象者への利用権等設定等・農作業受委託面積の、協定面積の 20％以上（※）の増加	
		②	新規就農者（新規学卒就農者、新規参入者等）の、１名以上の協定参加
		どれか１つ	認定農業者の、１名以上の増加
			集積対象者への利用権等設定等面積の、協定面積の５％以上の増加
			集積対象者への農作業受委託面積の、協定面積の 10％以上（※）の増加

集積対象者とは、認定農業者、第３セクター、農業協同組合、生産組織等をいいます。
※については、協定締結時の実績に応じて水準が変わります。

交付金の使用
次の３つに分けて使用します。
①　集落の共同取組活動
②　農用地の管理者への支出
③　規模拡大加算の支出（規模拡大した人へ支出）

ただし、１戸の農家が受け取れるのは②と③を合わせて 100 万円までです。

集落協定に違反した時
①　８割交付要件に違反した場合　⇒交付金全てを遡って返還する。
ただし、農業者の死亡・病気等、自然災害、農業用施設の場合はその土地の交付金が次年度から交付されなくなる。
また、新規就農者用住宅の場合はその土地の交付金を遡って返還する。
②　10 割交付要件に違反した場合　⇒交付金の２割を遡って返還する。
③　規模拡大加算要件に違反した場合　⇒その加算額を遡って返還する。